

校 長		教 頭		保 健		教 務		担 任	
--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--

※回覧後保健室保管

登校許可証明書

令和 年 月 日

大阪府立野崎高等学校

年 組 番 名前 様

保護者名 様

下記の疾病が診断されていましたが、感染症の予防上、欠席が必要な期間を終え、登校が可能になったことを証明します。

疾 病 名	
登校を控えることが必要な期間	令和 年 月 日から 月 日までの 日間
その他特記事項	

令和 年 月 日

医療機関名

担当医氏名

印

.....

(参考) 学校感染症

※令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が「感染症法」の「五類感染症」に位置付けられたことを踏まえ、学校保健安全法施行規則が一部改正され、以下の通りに変更されました。

- (1) インフルエンザ 発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
- (2) 百日咳 特有の咳が消失するまで
または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- (3) 麻疹 解熱した後3日を経過するまで
- (4) 流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺または、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- (5) 風疹 発疹が消失するまで
- (6) 水痘 すべての発疹がか皮化するまで
- (7) 咽頭結膜熱 主要症状が消退した後2日を経過するまで
- (8) 新型コロナウイルス感染症 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- (9) 結核 病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
- (10) 髄膜炎菌性髄膜炎 病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで